

# 関東小松同窓会会則

## 総則

第1条 本会は関東小松同窓会と称する。

第2条 本会は第4条に規定する会員相互の親睦を図り、敬愛協力を以て母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、会員相互の親睦に関する事業
- 2、母校の発展に寄与する事業
- 3、その他必要な事業

## 組織

第4条 本会は次の会員を以て組織する。

- 1、正会員 旧石川県立小松中学校、旧石川県立小松高等女学校、旧小松市立高等女学校、及び石川県立小松高等学校の卒業生並びに本校に在籍した者で、関東圏に在住もしくは勤務する者
- 2、特別会員 母校職員経験者で関東圏に在住もしくは勤務する者

## 役員

第5条 本会は会務を処理するために次の1から6に定める役員を置く。  
又、総会・懇親会開催準備の為、7、8に定める学年幹事、総会担当幹事団及び総会幹事長を置く。

- 1、相談役 若干名を置くことができる
- 2、名誉会長 1名を置くことができる
- 3、会長 1名
- 4、副会長 若干名
- 5、監事 若干名
- 6、会計 若干名
- 7、学年幹事 各学年ごと若干名
- 8、総会担当幹事団及び総会幹事長 総会担当幹事団は若干名及び総会幹事長は1名

第6条 本会の役員及び学年幹事、総会幹事長の選出方法は次の通りとする。

- 1、相談役及び名誉会長は、幹部会において選出する。
- 2、会長、副会長、監事、並びに会計は、幹部会において推薦し総会にて選出する。  
ただし、推薦後、総会までに期間のある場合は、暫定的にその期間については選出されたものとしその職にあたる。
- 3、学年幹事は、各卒業期ごとに選出され幹部会にて承認する。
- 4、総会幹事長は、総会開催担当卒業期の学年幹事(総会担当幹事団)の互選により選出する。

第7条 本会の役員は任期は3年とする。但し再任を妨げない。  
なお、欠員の補充による役員は前任者の残任期間とする。

第8条 本会の役員、学年幹事、総会担当幹事団及び総会幹事長の職務は次の通りとする。

- 1、相談役及び名誉会長は、会長の諮問に応ずる。
- 2、会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3、副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- 4、監事は、本会の会計を監査する。
- 5、会計は、本会の会計を掌る。
- 6、学年幹事は、学年幹事会の構成員として本会の運営を行い、また、各卒業期の円滑な連絡ととりまとめを行う。
- 7、総会幹事長は、担当総会を統括する。
- 8、総会担当幹事団は、総会・懇親会開催に必要な会場選定、企画・運営、広告募集、パンフレット作成、寄付募集、名簿作成、案内状作成・発信、現金出納・会計報告書作成等の業務を分担して行う。

第9条 本会は会長の委嘱により若干名の顧問、参与、補佐を置くことができる。  
顧問、参与、補佐は本会の運営に協力助言する。

第10条 本会は事務局を設置し、総会開催支援、「HPだらな」の維持管理、総会以外の行事の企画・開催、幹部会の主催等の同窓会の運営に必要な業務を行う。

#### 会議

第11条 本会は次の会議を設ける。

- 1、総会  
構成は第4条に定める会員とする。
- 2、幹部会  
構成は第5条に定める役員、総会幹事団及び事務局とする。
- 3、学年幹事会  
構成は第5条に定める役員、総会幹事団、学年幹事及び事務局とする

第12条 総会の開催

- 1、本会は3年に1回定期総会を開催し、会務の報告並びに役員の選出、予算案決算報告、その他重要事項を審議決定する。また、幹部会において必要と認められた時は、臨時に総会を開催することができる。
- 2、緊急やむをえない場合は、幹部会をもって総会に代えることができる。

第13条 本会は必要に応じて幹部会を開催し次の事項を行う。

- 1、総会の決定に基づいて会務の円滑な運営を図る。
- 2、総会に提出する議案を作成する。

第14条 本会は総会開催日の1年前から必要に応じて学年幹事会を開催し、次の事項を行う。

- 1、総会・懇親会の概要説明、内容審議及び各学年への周知徹底を図る。

第15条 総会並びに幹部会の議事は出席者の過半数をもって決する。

#### 会計

第16条 本会の経費は会費及び寄付金その他によって賄う。  
本会の会計年度は、3年に1度の定期総会毎に決算し報告する。

#### 附則

第17条 本会の会員は氏名、住所、その他異動があった場合は、ただちに学年幹事に連絡しなければならない。

第18条 本会の会則は幹部会によって議決され、総会に報告される。

第19条 本会会則を実施するに必要な細則は別に定める。

第20条 本会会則は1979年9月22日から施行する。

改定 1991年6月1日  
改定 2007年10月27日  
改定 2019年10月1日  
改定 2024年2月1日